

平成 28 年度 第 7 回政策討論会分科会 第一分科会要点記録

日 時	平成 29 年 1 月 23 日	午後 1 時より
場 所	第一委員会室	
出席者	座 長	京西 且哲
	副座長	鳥居 宏次
		金子 拓矢
		鳥野 隆生
		南 加代子
		西田 武史
		河合 馨
		岡林 憲二
		今口千代子

第 1 分科会 これまでの討論についてのまとめ

○標記についての正副座長のまとめについては、良くまとめて頂いており、あえて発言するならば、全般の（１）認知度の向上 （２）５年の見直しに関する手続きを付け加えて頂くのみです。色々意見もでましたが、討論されてきた条文の随所に皆さんの意見として、認知度の向上についての趣旨の、意見があったと思われますので、まとめの中にその点だけは入れるべきと思います。

○提案書の全般にふれられている認知度の向上は、かねてから言っているが「自治基本条例」の存在自体がわからない市民の方々が非常に多いように感じるため、是非とも認知度を上げるために取り組む必要性を感じ、提案書に謳うべきである。

○基本条例第 33 条（条例の見直し）第 3 項で規定されている市民の意見を聴取する場として「自治基本条例推進委員会」が設置され、これまで 3 回にわたり「建議書」が市長に提出されている。そして、「建議書に係る進行管理について」平成 29 年度には進捗状況について検討する予定となっている。今回の政策討論会では、市民自治基本条例の中の一部を取り上げ議論してきた経過があり、基本条例全体の検討・見直しとなっていない。しかし建議書でも提案された意見聴取制度・情報の共有の重要性について、さらなる検討が必要で、市民自治基本条例が形骸化することだけは避けるべきです。

○資料『政策討論会で出された提案』の(全般)の2の「見直しに関する手続き規定を設けること」については、政策討論会での討論項目に入っていなかった第10章の第33条の1項から3項に関わっているように思うんですが…。

資料『政策討論会で出された提案』の(情報の共有)の2については、岸和田市自治基本条例の作成過程や制定に関わった人たちの思い、条文の内容を今後さらに時間をかけて研究する必要があると思いますので、発言を削除したいと思います。

○何事も情報共有が下での条例作りが必要だ。今回、討論するうえでも課題点を挙げるならば、個々の取組が出来ているが共有できていない分、市民には解りにくい行政運営になっている。

○これまでの討論について、まとめてもらった内容は、これで良いと思う。まとめの中に、自治基本条例に伴ってのいろいろな意見も出されたが、分科会の当初に条例の中でも「協働」「参画」「意見聴衆制度」「情報の共有」を選んで議論してきたので、まとめはその3点に限るべきであると考えている。

○政策討論会で出された提案について、自治基本条例の見直しに関する手続き規定を設けることについて、時代の変化や本市の状況を踏まえて、見直しなどの規定を設けるべきだと思います。

○見直しに関する手続き規定を設けてはどうかとの提案がありますが、自治基本条例のみ他の条例とは異なる改正手続きを経るならば、それが法的に可能なのかを含め慎重に調査と検討をしなければならないと考えます。

○6回の分科会で各議員から発言のあった提案は、条例のあり方に対して2件、第16・17条（協働・参画）に対して4件、第18条（意見聴取制度）に対して5件、第21条（情報の共有）に対して4件でした。

各提案について意見交換を行い、正副座長の提言書（素案）について調整した結果、提言書の前文に条例のあり方に対する提案意見として多数出された、条例の認知度向上が課題であることを明記します。

次回の分科会で提言書（案）の調整を行います。

以上